

セカンドオピニオンの対象となる方と相談をお受けできない場合

1. 患者さんご本人の相談を原則とします。
本人であることを示す書類（マイナンバーカード、運転免許証、旅券等顔写真が掲載されているもの）の提示をお願いします。
同席者は数名認めます。その場合、同席者の本人であることを示す書類（マイナンバーカード、運転免許証、旅券等顔写真が掲載されているもの）の提示をお願いします。
2. やむを得ず患者さんご本人が来院できない場合は、相談同意書（家族のみ）、続柄の確認できる書類（例：戸籍謄本）をお持ちになれば、ご家族^{*}だけでも相談は可能です。その場合、同席者の本人であることを示す書類（マイナンバーカード、運転免許証、旅券等顔写真が掲載されているもの）の提示をお願いします。
※ ご家族：3親等以内とします。
※ 患者さんが18歳未満の場合には、必ずしも相談同意書を必要としませんが、続柄を確認できる書類をお持ちください。
3. 以下の場合、相談をお受けできない、またはお断りする場合がございます。
 - 当院での診療や検査、当院への転院を希望されている方
 - 診療情報提供書（紹介状）や検査データを提供されない方、および準備ができない方
 - 現在の主治医（かかりつけ医）がセカンドオピニオンを受けることを了承していない方
 - 現在の主治医（かかりつけ医）に対する不満や苦情、医療過誤の照会、訴訟に関する相談
 - 死亡された患者さんを対象とする場合
 - 医療費、医療給付に関する相談
 - ご本人、ご家族以外の方からの依頼
 - 予約外の相談（完全予約制となっております）
 - 精神疾患に関する相談の場合
 - 外国語による診療情報提供書（紹介状）や外国語による説明を要する場合
 - 相談中に録音・録画をされる場合